商	品		名
(	愛	称	)

## (13)あいしんライフサポートローン

ご利用いただける方	<ul><li>・当金庫の会員となれる方。</li></ul>		
	・当金庫営業地区に居住する給与所得者(法人代表者除く)であり、当金庫および住宅金融公庫の		
	住宅資金(リフォーム資金含む)利用者の方。		
	・本ローン申込時点で、当金庫および住宅金融公庫の住宅資金(リフォーム資金含む)の返済が		
	直近3年間に返済遅延(3営業日以内の延滞が3回以内は可)がない方。		
	・借入時25歳以上65歳以下で、最終返済日が満75歳に達した年の12月31日までに到来		
	する方。		
	・安定継続した年収が300万円以上あるもの。(配偶者の年収合算可能。ただし、年収合算		
	された方は保証人となります。)		
お 使 い み ち	・健康で文化的な生活を営むために必要な資金および旧債決済資金。ただし、当庫取扱いの保証		
	会社保証付の旧債決済資金は不可とする。		
ご融資限度額	・500万円以内とします。		
ご 利 用 期 間	・10年以内		
ご 融 資 利 率	・変動金利 当金庫所定の利率を適用させていただきます。		
	・お取引に応じた優遇利率もございます。窓口でお問い合わせください。		
ご 返 済 方 法	・元利均等返済または元金均等返済のどちらかを選ぶことができます。		
	・ボーナスは併用で融資金額の50%以内(年2回)も可能です。		
	・教育資金に限り申込人の子弟の就学期間を限度として最高4年は元金の据置ができるものとする		
保証人·担保	・保証人は原則、1名以上を必要とする。(配偶者可)保証人なしでも可		
取 扱 手 数 料	・1件につき5, 500円		
苦情処理措置· 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9 時~17 時、		
	電話:089-946-1203) にお申し出ください。		
	紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター(電話:089-941-6279)で紛争の解決を図ることも		
	可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室に		
	お申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただく		
	ことも可能です。		
	・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、		
	第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ること		
	も可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談		
	室または全国しんきん相談所(9 時~17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。		
	また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただ		

	くことも可能です。
苦情処理措置· 紛争解決措置	
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。そ
	の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会
	とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地
	域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京
	三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせくだ
	さい。
そ の 他	・肩代わり先 (3年未満) については、他行分の返済実績を加味する。